

作 業 基 準

平成 23 年 4 月 8 日

事業者名：知多港運 株式会社

目 次

第 1 章	目 的
第 2 章	作 業 体 制
第 3 章	危険物等の取扱い
第 4 章	乗下船作業
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作 業 体 制

(作業体制)

第2条 運航管理者者は、乗陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し、タラップ等の旅客乗降用設備の付け離し操作等の作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品については、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の支持を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

- 第4条 旅客の乗船は、接岸後安全が確保されてから、船長が舷門を開放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するように合図する。
- 2 運航管理補助者は旅客を乗船口に誘導する。
 - 3 運航管理者は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認し、旅客定員数を船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理補助者は、旅客の乗船が完了したときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長に旅客の乗船が完了した旨報告し、船長指示により、迅速に離岸作業をする。

(着岸作業)

第6条 運航管理補助者は、着岸に際しては、船長の指示により迅速確実に綱取り等、係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理補助者又は、船内陸上作業員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第8条 船長は、下船準備が完了しその安全を確認した後、運航管理補助者を指示し、船長又は運行管理補助者の誘導により旅客を下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示場所は旅客待合所、発着場、船内とする。

- (1) 旅客は乗下船及び船内においては船長の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の船長への通報
- (5) 下船及び非常の際には、船長の指示に従うこと

